就労証明書の記入方法について（ポイント）

申請者の方へ

１　被雇用者（会社員・公務員・パート等）の方

勤務する会社・事業所に就労証明書を渡し、作成を依頼してください。(派遣による労働形態の場合、派遣元が作成した証明書が必要です。派遣元において勤務時間等の詳細が不明な場合には派遣先によるものでも構いません。)

２　会社経営・自営業主（個人事業主）の方

就労証明書は自書してください。また、以下の３点が確認できる公的な書類を提出してください。
(1)事業を実施していること(2)事業を実施しているのが保護者本人であること(3)職場（事務所等）の住所
※公的な書類がない場合や提出書類が不明な場合はお問い合わせください。

※　裏面[保護者記入欄]は、保護者ご本人が記入してください。※[学童記入欄]は、記入しないでください。

※　就労証明書の内容を無断で作成または改変を行った場合、有印私文書偽造罪等の罪に問われることがあります。

雇用主の方（証明書作成担当の方）へ

明光学童クラブでは、入会の基準として保護者の方の就労状況を確認しております。つきましては、以下のとおり就労証明書の作成をお願いいたします。

※　以下の点にご注意いただき、記入してください。別紙記入例も参考にしてください。

※　就労時間等については、雇用契約・就業規則の内容に基づいた内容を記入してください。

※ 記入内容の訂正の際は、二重線を引き余白に記入してください。修正液、修正テープ等による修正はできません。記載内容に疑義が生じた場合、電話等により照会させていただく場合があります。

表面の項目

	事業所情報	就労証明書右上の事業所情報を記入してください。特に、「証明日」「担当者名」「記載者連絡先」は記入漏れのないようお願いします。
No. 1	就労状況	● いずれの状況にも該当しない場合は、「その他」を記入し、カッコ内に具体的に記入してください。
No. 2	雇用（予定）期間等	● 有期雇用の場合は契約開始日・満了日の両方を記入してください。 **また、裏面 No.12 の契約更新の有無について必ず記入してください。** ● 無期契約または契約満了日が未定の場合は、雇用開始日のみ記入してください。 ● 自営業主（個人事業主）の場合、事業開始日を記入してください。
No. 3	本人就労先事業所	● 証明書発行事業所と同じであっても記入をしてください。
No. 4	雇用の形態	● いずれの形態にも該当しない場合は「その他」にチェックし、カッコ内に具体的に記入してください。

No. 5	就労時間 （固定就労の場合）	● **土日・祝休日を除いた合計時間・就労日数**を記入してください。 ● 就労曜日、合計時間、就労日数、就労時間帯は、**契約・規則上の内容**を記入してください。 ● 定休の曜日は、空欄で構いません。 ● 短時間勤務制度を利用している場合は、**制度利用前の契約・規則上の内容**を記入してください。**また、裏面 No.14 の項目を必ず記入してください。**
No. 5	就労時間 （変則就労の場合）	● **勤務表・シフト表等の写しを添付**してください。 ● **土日・祝休日を除いた合計時間・就労日数**を記入してください。 ● 合計時間、就労日数については、**契約・規則上の内容を記入**してください。 ● **主な就労時間帯・シフト時間帯は、標準的な就労時間帯を記入してください。詳細については、勤務表・シフト表等での審査となります。**
No. 6	就労実績	● 直近３か月分の就労実績を記入してください。 ● 「直近３か月」とは、証明日の属する月の前月末までの３か月（証明日が 12 月１日で直近３か月の場合は９～11 月）のことです。 ● 休業や雇用直後等で、実績が契約上の日数より少ない場合でも、審査上不利になることはありません。 ● **有給休暇は勤務日に含まれます。** ● 就労実績の「自宅内・外どちらも」にチェックした場合は、**自宅外・自宅内の日数が読み取れる勤務表・シフト表の写しの提出が必要**です。（その場合、１か月あたりの居宅外就労日数を平均で記入ください。）
No. 7	産前・産後休業の取得	● 令和9年度以降に取得予定の場合も必ず記入してください。
No. 8	育児休業の取得	
No. 9	産休・育休以外の休業の取得	
No. 10	復職（予定）年月日	● 復職（予定）年月日について、必ず記入してください。
No. 11	備考欄	● 就労証明書様式に記載できない事項は備考欄に記入してください。

○裏面の項目

No. 12	雇用（予定）期間が有期の場合	● No. ２雇用（予定）期間等が「有期」の場合は必ず記入してください。
No. 13	単身赴任の場合	● 単身赴任（予定含む）がある場合は必ず記入してください。 「予定」で赴任終了日や住所が確定していない場合は、「○月頃」「○○県○○市」などの記載でも構いません。
No. 14	入所以降に短時間勤務制度を利用する場合	入所以降（現在取得中で今後も継続予定を含む）に短時間勤務制度を利用する可能性がある場合は必ず記入してください。

記入にあたってご不明な点は、明光学童クラブまで